

# 特記仕様書

1. 事業番号 令和5年度 第1103号
2. 事業名 保育事業
3. 事業場所 東近江市愛東外町 事業地No.1655外（明神ヶ嶽）
4. 事業期間 自 契約締結日  
至 令和5年12月20日

第1条 本事業の実施にあたっては、「分収造林事業等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

## 記

1. 事業内容  
数量総括表による
2. 出来形管理について  
施業範囲については出来形測量を実施し、施業面積を算出することとする。  
また標準プロットを設置し、これにより施業本数を確認すること。  
なお、プロットの設置個所は監督員と協議のうえ、決定すること。
3. 事業計画書について  
共通仕様書3の(1)の①～⑤について記載した事業計画書を作成すること。  
作成にあたって、枝打ちの実施時期について監督員と協議のうえ、決定すること。
4. 事業地への進入について  
事業地へ進入する際に、門扉がある場合は、通行のたびに必ず戸締りを行うこと。
5. 事業地内の登山道について  
事業地内に登山者の形跡が見られるため、案内看板等による注意喚起、作業時の安全対策を行い、入山者の安全確保とトラブル防止策を講じること。またその他対応が必要になった場合には、監督職員と協議の上、対策を講じること。
6. 関係書類の提出について  
別紙「社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。また、社会保険等加入状況の実態に合わせ、社会保険料率を変更するものとし、契約変更の対象とする。
7. その他  
その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議し承諾を得た上で作業を進めること。